

虐待防止規程

社会福祉法人 岩見沢清丘園

社会福祉法人岩見沢清丘園虐待防止規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人岩見沢清丘園が実施する社会福祉事業の利用者に対する虐待防止を図るためのものであり、当法人事業に対する社会的な信頼を向上させ、利用者の人権を保護し、健全な支援を提供することを目的とする。

(対象とする虐待)

第 2 条 本規程において「虐待」とは職員が支援する利用者に対し次に掲げる行為をいう。

- ① 暴行を加えること。事前の説明・同意が無い身体拘束。(身体的虐待)
- ② 減食又は放置等擁護すべき職務上の義務を怠ること。(放置・放棄)
- ③ 暴言、拒絶的な対応や差別的言動、心理的外傷を与える言動。(心理的虐待)
- ④ わいせつな行為をすること、又はわいせつな行為をさせること。(性的虐待)
- ⑤ 財産を不当に処分すること。不当に財産上の利益を得ること。(経済的虐待)
- ⑥ その他、他者から虐待と指摘される行為や言動。

(利用者に対する虐待の防止)

第 3 条 職員は、利用者に対し、いかなる状況においても虐待をしてはならない。

(虐待の通報及び発見)

第 4 条 1 利用者本人及び家族、職員等から虐待に係る相談や通報があった場合は、本規程に基づき、迅速に対応しなければならない。

2 虐待を発見した者には、市・町・村に通報する義務がある。また、発見者より虐待に係る相談等を受けた場合は、その全ての職員に通報する義務がある。

第 2 章 虐待防止対応体制

(虐待防止体制)

第 5 条 1 法人全体での虐待防止を図るため虐待防止委員会を設置する。

- 2 各部毎に虐待防止責任者を配置する。
- 3 各部毎に虐待防止マネージャーを配置する。

(虐待防止委員会について)

第 6 条 虐待防止委員会の役割については、次のとおりとする。

- ① 虐待防止委員会は定期的又は虐待発生の都度開催しなければならない。
- ② 虐待防止委員会は委員長、副委員長、委員をもって構成する。委員長は常務理事とし、委員には第三者委員が加わるものとする。尚、第三者委員は社会福祉法人岩見沢清丘園苦情解決規程により、理事長より委嘱を受けた者とする。
- ③ 必要のある場合は、関係職員を委員に加えることができる。
- ④ 虐待防止委員は、日頃より虐待防止の啓発に努めなければならない。
- ⑤ 虐待事案の内容確認と検証。
- ⑥ 虐待の解決策及び再発防止の検討。
- ⑦ 虐待原因の改善状況の確認。
- ⑧ その他、虐待防止に係る規程の制定並びに連絡・調整について。

(虐待防止責任者について)

第 7 条 虐待防止責任者の役割については、次のとおりとする。

- ① 虐待防止責任者は各部長とする。
- ② 虐待防止責任者は該当する各部に虐待防止マネージャーを選任する。
- ③ 職員に対する基本理念・基本方針の徹底、倫理綱領・行動基準の遵守を図る。
- ④ 職員による虐待防止のための規程の遵守を確認する。
- ⑤ 虐待防止に係る研修会へ積極的に参加する。
- ⑥ 虐待発生時には、虐待内容及び原因を掌握し理事長、虐待防止委員会、市町村虐待防止センターへ報告・通報する。
- ⑦ 被虐待者及び身元引受人等に対する、虐待内容の説明及び誠意ある対応をする。
- ⑧ 虐待防止のための虐待通報者（当事者も含む）等との話し合いをする。
- ⑨ 虐待防止委員会での虐待解決策及び再発防止の協議をする。
- ⑩ 虐待原因の改善状況について、被虐待者及び身元引受人等、虐待通報者（当事者も含む）、市町村虐待防止センターへの報告をする。
- ⑪ 虐待再発防止対策の徹底を虐待防止マネージャーに指示する。

(虐待防止マネージャーについて)

第 8 条 虐待防止マネージャーの役割については次のとおりとする。

- ① 虐待防止責任者の指示に基づき虐待防止のための体制作り。
- ② 虐待や各施設内の異常を伝えやすい環境作り。
- ③ 各部の虐待防止のチェックとモニタリングを行い、虐待発生の要因となる課題を抽出し、虐待防止責任者、虐待防止委員会へ報告する。
- ④ 虐待防止に係る研修会には積極的に参加して、課題解決に向けた研修等を実施する。
- ⑤ 虐待発生時には内容を記録する。
- ⑥ 虐待の経緯を精査して虐待防止責任者並びに虐待防止委員会へ報告する。
- ⑦ 被虐待者及び身元引受人等に対し虐待防止責任者と共に説明及び誠意ある対応をする。
- ⑧ 虐待原因の改善策を検討して、研修等を実施して職員に周知する。
- ⑨ 虐待防止責任者より虐待再発防止対策の指示を受け、職員を指導する。

第 3 章 虐待防止及び解決

(虐待防止対応の周知)

第 9 条 虐待防止責任者は、重要事項説明書及びホームページの掲載等により、本規程に基づく虐待防止対応について周知を図らなければならない。

(虐待通報の受付)

第 10 条 1 虐待の通報は、すべての職員に受け付ける義務があり、文書、口頭にかかわらず、その内容を遅滞なく虐待防止マネージャーに報告しなければならない。

2 虐待防止マネージャーは、虐待通報の受付に際して、記録を作成し、その内容を虐待通報者に確認しなければならない。

- ① 虐待の内容。
- ② 虐待通報者の要望。
- ③ 虐待防止委員会への報告の要否。
- ④ 虐待通報者と虐待防止責任者の話し合いへの虐待防止委員の助言と立会の要否。

(虐待の報告・確認)

第 11 条 1 虐待防止マネージャーは受け付けた虐待の内容を虐待防止責任者、虐待防止委員会に報告する。ただし、虐待通報者が虐待防止委員会への報告を希望しない場合はこの限りでない。

2 投書等匿名による虐待通報があった場合にも、虐待防止責任者、虐待防止委員会に報告し必要な対応を行う。

3 虐待防止責任者は、虐待の報告があった場合は被虐待者の支援市町村にある虐待防止センターに口頭または文書にて報告を行う。その後、当該市町村虐待防止センターからの指示、調査に対して適切な対応を行う。

4 虐待防止委員会は、虐待防止マネージャーから虐待通報受付の報告を受けた虐待内容を確認し、虐待通報者に対して報告を受けた旨を文書又は口頭で通知する。尚、通知は直ちに行わなければならない。

(虐待解決に向けた話し合い)

第 12 条 1 虐待防止責任者は、虐待通報の内容を解決するため、虐待通報者との話し合いを実施する。ただし、虐待通報者が同意する場合には、解決策の提示をもって話し合いに代えることができる。

2 前項による話し合い又は解決策を提示しなければならない。尚、提示は速やかに行わなければならない。

3 虐待通報者及び虐待防止責任者は、必要に応じて第三者委員に助言を求めることができる。

4 第三者委員は、話し合いへの立会いにあたっては、虐待の内容を確認の上、必要に応じて解決策の調整と助言を行う。

5 虐待防止責任者及び虐待防止マネージャーは、話し合いの結果や改善を約束した事項を書面等に記録し、話し合いの当事者間及び立ち会った虐待防止委員に確認する。

(虐待解決に向けた記録・結果報告)

第 13 条 1 虐待防止マネージャーは、虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する。

2 虐待防止責任者は、被虐待者及び身元引受人等、虐待通報者、被虐待者支援市町村にある虐待防止センターに対し、改善を約束した事項について、改善結果の状況報告を行わなければならない。尚、報告は遅滞なく行わなければならない。

3 虐待防止責任者は、施設内及び虐待防止委員による調整・助言を得てもなお、被虐待者及び身元引受人等、虐待通報者が満足する解決が困難な場合は、各市町村の苦情相談窓口及び北海道社会福祉協議会に設置されている「運営適正化委員会」を紹介する等の必要な対応を行う。

(改善結果の公表)

第 14 条 1 虐待防止責任者は、定期的に虐待解決結果及び虐待原因の改善状況を虐待防止委員に報告する。

2 虐待防止マネージャーは、事業への信頼性の向上及びサービスの質の向上を図るため、個人情報に関する事項を除き、改善の対応状況・結果について施設内に掲示するとともに、事業報告書や機関紙等実績を掲載し公表する。

(虐待防止のための職員等研修)

第 15 条 1 虐待防止責任者は、虐待防止マネージャーを中心とし、部内で虐待防止啓発のための定期的な職員の研修を行わなければならない。

2 虐待防止責任者は倫理要綱・行動基準を職員に周知しなければならない。

(権利擁護のための成年後見制度)

第 16 条 虐待防止責任者は、障がい者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を障がい者本人及びその身元引受人等に啓発する。

(守秘義務)

第 17 条 虐待防止委員会及び虐待防止責任者、虐待防止マネージャー、その他虐待解決に係る全ての者は、虐待通報者の氏名、虐待通報の内容その他相談等により知り得た個人情報を被虐待者、身元引受人等、虐待通報者の許可なく他に漏らしてはならない。

(懲 戒)

第 18 条 本規程第 2 条に掲げる虐待行為に該当する事実が認められた場合は、社会福祉法人岩見沢清丘園就業規則第 47 条第 2 項 5・6・7・9・11・12・14 並びに社会福祉法人岩見沢清丘園パートタイム職員就業規則第 43 条(3)・(4)・(5)・(6)・(8)に基づき懲戒処分を行う。

(補 則)

第 19 条 この規程に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

(理事会議決 平成27年 9月30日)

平成28年 2月 1日 第 6 条②③ 改正

第18条 追加 以下条繰下

(理事会議決 平成28年 1月21日)

平成28年 4月 1日 第18条 改正

(理事会議決 平成28年 5月25日)

平成31年 4月 1日 第18条 改正

(理事会議決 平成31年 3月29日)